

平成25年第1回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成25年2月19日

西多摩衛生組合議会



# 平成25年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成25年2月19日(火) 午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 並木 心 副管理者 竹内 俊夫

副管理者 加藤 育男 副管理者 石塚 幸右衛門

会計管理者 小林 健朗

出席議員

1番 尾作 武夫 2番 石川 修 3番 小川 龍美

4番 榎澤 誠 5番 鴻井 伸二 6番 山崎 勝

7番 水野 義裕 8番 門間 淑子 9番 川崎 明夫

10番 杉山 行男 11番 清水 義朋 12番 堀 雄一朗

欠席議員

なし

西多摩衛生組合

事 務 局 長 加藤 秀樹 参 事 島田 善道

総 務 課 長 岩田 守由 業 務 課 長 松澤 昭治

施 設 課 長 石川 良仁

構成市町職員

青梅市環境経済部長 水村 和朗 羽村市産業環境部長 竹田 佳弘

福生市生活環境部長 野島 保代 瑞穂町住民部長 田辺 健



# 平成25年第1回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成25年2月19日(火)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第1号

西多摩衛生組合技術管理者に関する条例

日程第5 議案第2号

平成25年度西多摩衛生組合予算

日程第6 議案第3号

平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について



午後1時30分 開会

○議長（杉山行男） それでは、時間はちょっと前なのですがけれども、皆さんそろってますし、傍聴者はいないようですけど、ちょっと早いですが、始めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、平成25年第1回西多摩衛生組合議会定例会のご通知を差し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名でございますので、定数に達しておりますので、本日の議会は成立をいたしました。

ただいまより平成25年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆さまこんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成25年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆さま方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げる次第であります。

さて、現在の組合の事務事業の状況であります。構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成25年1月末現在で、約5万4,400トンの可燃ごみが搬入されております。

これは、前年度同期までの構成市町ごみ搬入量と比較いたしますと、約680トン、1.2%の減となっております。平成24年度末では、前年度と同様の約6万4,000トンのごみが搬入されるのではないかと見込んでおります。

また、被災地の早期復興の一助となることを願い、平成24年度の主要事業として、昨年6月11日から受入れを開始しております。宮城県女川町の災害廃棄物の搬入量につきましては、平成25年1月末現在で、約1,200トンとなっております。

災害廃棄物の処理状況等の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会でご報告をさせていただきます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、平成25年1月末現在で、約11万人となっております。1日平均で申し上げますと、431人の方々にご利用いただいております。

これは、前年度同期までの浴場施設利用者数と比較いたしますと、約3,200人、3%程、増加している状況であります。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけますよう、イベントの開催等による、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今次定例会には、専決処分の承認案件1件、条例制定案1件、予算案1件、分賦金の決定案1件、合わせて4件の議案をご提案申し上げさせていただきます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご承認・ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山行男） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

9番 川崎 明夫 議員

11番 清水 義朋 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がありますので、事務局長より報告をいたします。加藤事務局長。

○事務局長（加藤秀樹） それでは、諸報告をさせていただきます。

まず、はじめに、本定例会の招集通知につきましては、平成25年2月12日付け、西衛発第814号をもちまして、管理者より議長あてに、平成25年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程の順序により進めることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第5、議案第2号、平成25年度西多摩衛生組合予算と、日程第6、議案第3号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（杉山行男） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2月19日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。



○管理者（並木 心） ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成24年の東京都人事委員会勧告に準じ、平成24年12月以降、給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

しかし、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきましたので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

組合の構成市町におきましては、国及び東京都の状況を踏まえ、平成24年11月以降、各議会において給与条例の一部改正を行い、既に各給与制度における改定を行っております。

西多摩衛生組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、当組合の改正内容も羽村市と同様、給料月額、住居手当及び地域手当の引き下げ等を内容とするものとなっております。

なお、この条例は、平成25年1月1日から施行するものとしております。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについての細部の説明をさせていただきます。

承認第1号附属資料「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、第10条の3は住居手当の支給に関する規定で、第1項では、住居手当の支給対象者を満35歳未満の借家、貸間に居住する世帯主に限定するもので、第2項では、住居手当の月額を現行の8,500円から1万5,000円に改めております。

次に、第21条の2は管理職職員に対する各種手当の適用除外に関する規定で、管理職職員への住居手当を不支給とする改正を行っております。

次に、2ページをご覧ください。

付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、本改定が職員の給与水準を引き下げる内容であるため、遡及することなく、平成25年1月1日から施行しようとするものでございます。

ただし、次にご説明をいたします付則第2項の規定につきましては、平成25年4月1日から施行するものとしております。

第2項は、地域手当に関する暫定措置について定めるもので、地域手当の支給割合につきましては、羽村市給与改定に準じ、実質の支給割合を、現行の「100分の12.5」から「100分の12」へ引き下げ、当分の間、適用しようとするものでございます。

第3項は、期末手当の特例措置に関する規定で、「所要の調整」として、平成25年3月期の期末手当支給割合を「100分の30」から「100分の26」に引き下げようとするもので、同様に再任用職員についても「100分の15」から「100分の11.5」に引き下げようとするものでございます。

それでは、次に、別表に定めます給料表の改正につきましてご説明申し上げます。

新旧対照表 3 ページから 13 ページの給料表は、東京都の給料表に準じ同様に改正を行ったもので、第 1 表では、表上の平均改定率でプラス 0.81%、平均改定額といたしましては 2,866 円の引き上げを行っております。

なお、当組合におきます給料月額の実質改定率は、平均でプラス 0.78%、改定額は平均で 2,492 円となっております。

しかし、住居手当の見直しと、それに伴いますその他の手当などを合計をいたしました西多摩衛生組合職員の一月あたりの給与の実質改定率におきましては、平均でマイナス 0.58%、改定額は平均でマイナス 2,342 円となります。

以上で、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関しまして、専決処分承認を求めることについての細部の説明とさせていただきます。

説明は、以上でございます。

○議長（杉山行男） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

特別ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、承認第 1 号、専決処分承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第 4、議案第 1 号、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第 1 号、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年 8 月 30 日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことにより、これまで法令で定められていた、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準について、条例で定める必要が生じたため、新たに、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例をご提案申し上げるものであります。

この条例は、本則 5 条及び付則により構成されており、第 1 条では本条例の趣旨を、第 2 条では技術管理者の配置等について、第 3 条は技術管理者の職務について、第 4 条では技術管理者の資格について、第 5 条は委任について、それぞれ規定しております。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、議案第 1 号、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の細部につき

まして、ご説明させていただきます。

まず、第1条は、この条例の趣旨を明らかにしたものでございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の規定により、一般廃棄物処理施設に置くことが義務付けられております技術管理者の配置、職務及び資格に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、技術管理者の配置等について定めたもので、第1項では、廃棄物処理法第21条第1項の規定に基づき、西多摩衛生組合の事務局に技術管理者を置くものとし、第2条第2項では、技術管理者は、後ほどご説明をいたします第4条で規定をいたします資格要件を満たした者のうちから、管理者が選任することとしております。

第3条は、技術管理者の職務に関する規定で、廃棄物処理法第21条第2項の規定により、技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設に関して技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事をいたします他の職員を監督しなければならないものと定めております。

続く、第4条は、廃棄物処理法第21条第3項による技術管理者の資格を定めたものでございます。

改正前の廃棄物処理法では、この資格要件は環境省令で定めることになっておりましたが、このたびの一部改正によりまして技術管理者の資格要件は環境省令で定める基準を参酌し、地域の実情に応じて設定されることとなりました。

具体的な資格要件といたしましては、条例第4条第1号及び第2号につきましては、技術士法の規定による者を、第3号は、廃棄物処理法第20条に規定をいたします環境衛生指導員の職にあった者を、第4号から第9号につきましては、学校教育法による学歴区分・専修課程等に応じて、それぞれ廃棄物の処理に関する技術上の職務に従事した実務経験年数を有する者を、第10号は、実務経験年数のみを有している者を、第11号は、前各号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者と定めております。

続きまして、第5条は、委任に関する規定で、この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定めることとしております。

最後に付則でございしますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の細部についての説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（杉山行男） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第1号、西多摩衛生組合技術管理者に関する条例の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号及び日程第6、議案第3号の2件につきましては、関連がございますので、一

括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉山行男) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第2号、平成25年度西多摩衛生組合予算及び日程第6、議案第3号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) ただいま一括議題となりました議題第2号、平成25年度西多摩衛生組合予算及び、議案第3号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、平成25年度西多摩衛生組合予算につきまして、ご説明を申し上げます。

平成25年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度対比で1,800トン増の6万3,100トンの搬入を見込んでおります。

構成市町の人口につきましては、平成24年10月1日現在の人口数28万9,041人を採用しており、これは前年度と比較し、2,200人の減少となっております。

予算の内容であります。歳入におきましては、余熱利用施設の利用者の実績等を考慮いたしまして、使用料において、前年度比70万6,000円を増額計上しております。

また、分賦金につきましては、歳出予算との兼ね合いから、前年度比1億8,643万1,000円増の20億7,591万円を計上しております。

一方、歳出におきましては、引き続き、人件費や物件費といった維持管理経費の削減に努めてきたところでありますが、平成25年度は、基幹的設備改良工事の開始年度に当たることから、中央監視装置改良工事費等の新たな経費を計上したことにより、じん芥処理費においては、前年度比6億5,771万2,000円の増となっております。

また、公債費におきましては、平成9年度に借入れいたしました、ごみ処理施設整備事業費の償還が、平成24年度をもって完済しますことから、前年度比で4億7,998万3,000円減額しております。

この結果、歳入歳出予算の総額は、前年度比1億8,700万円、約9.6%の増となりまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億4,400万円に定めようとするものであります。

次に、議案第3号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の約97%、金額にいたしまして20億7,591万円の分賦金を、構成市町ごとに決定しようとするものであります。

細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長(杉山行男) 岩田総務課長。

○総務課長(岩田守由) それでは、議案第2号、平成25年度西多摩衛生組合予算及び議案第3号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきまして、ご説明申し上げます。

予算編成の基礎となりますごみの搬入量及び構成市町の人口など基本的な数値につきましては、管理

者説明のとおりでございます。

次に、職員数につきましては、24年度の退職予定、25年度の採用予定はございません。したがって、正規職員の増減はなく、24年度と同様の28名でございます。

それでは、議案第2号、平成25年度西多摩衛生組合予算につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を21億4,400万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められております一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めようとするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用につきまして、定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますが、第1款分賦金から第4款諸収入までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計はそれぞれ21億4,400万円でございます。

恐れ入ります。5ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款1項1目分賦金は20億7,591万円、前年度比1億8,643万1,000円の増でございます。

第2款1項1目使用料は5,407万円、前年度比70万6,000円の増でございます。これは余熱利用施設におきまして、利用者数の実績に基づき増額計上するものでございます。

第2項1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

第3款1項1目繰越金は、前年度と同額の1,000万円でございます。

恐れ入ります。6・7ページをお開き願います。

第4款1項1目預金利子は、前年度と同額の1,000円でございます。

第2項1目弁償金は、前年度と同額の1,000円でございます。

2目雑入は401万7,000円、前年度比13万7,000円の減でございます。これは臨時職員の雇用保険料で、嘱託員5名分の雇用期間満了に伴う減額分でございます。

以上、歳入合計は21億4,400万円で、前年度比1億8,700万円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

第1款1項1目組合議会費は167万4,000円、前年度比18万9,000円の増でございます。これは14節使用料及び賃借料におきまして、行政視察時のバス借上料を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。8・9ページをお開き願います。

第2款1項1目一般管理費は1億6,489万8,000円、前年度比779万6,000円の増でございます。

主なものは、人件費である3節職員手当等で、予算額は4,269万6,000円で、前年度比608万5,000円の増額でございます。これは平成25年度末に定年退職者1名を予定しておりますことから、退職手当組合特別負担金が増額となったためでございます。

次に、11節需用費は727万2,000円、前年度比53万1,000円の増でございます。これは主に修繕料

で、公用車4台分の車検整備費用を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。10・11ページをお開き願います。

13節委託料は451万1,000円、前年度比89万1,000円の減でございます。これは主に平成24年度に更新をいたしました財務会計システムの修正委託料の減額分でございます。

18節備品購入費56万7,000円は、職員用のノートパソコン3台分を新規計上するものでございます。恐れ入ります。12・13ページをお開き願います。

次に、第3款1項1目じん芥処理費は17億2,904万円、前年度比6億5,771万2,000円の増でございます。これは主に15節工事請負費におきまして基幹的設備改良工事を新規計上したことによるものでございます。

1節報酬から4節共済費までの人件費は1億6,889万円で、前年度比1,376万6,000円の減でございます。これは主に嘱託員の雇用期間満了に伴い6名から5名減の1名となった報酬の減額分と、退職手当組合普通負担金及び地域手当の支給率の減少に伴います職員手当等の減額分でございます。

恐れ入ります。14・15ページをお開き願います。

11節需用費は、2億4,124万2,000円、前年度比49万5,000円の減でございます。これは公害防止用薬品でございます高反応消石灰の使用量を見直したことによる消耗品費の減額分と、電気料金の値上げによる光熱水費の増額分を相殺したものでございます。

12節役務費は、330万5,000円、前年度比84万1,000円の増でございます。これはボイラーやクレーン等の法定検査に係る経費を計上したことによるものでございます。

13節委託料は2億4,126万7,000円、前年度比1,153万2,000円の減でございます。これは主に中央監視設備保守点検委託料の減額分と、15節工事請負費として計上している中央監視装置改良工事の実施に伴い、点検委託料が減額となったためでございます。

恐れ入ります。16・17ページをお開き願います。

15節工事請負費は10億7,113万7,000円、前年度比6億8,245万3,000円の増でございます。これは平成24年度に策定をいたしました長寿命化計画に基づき、平成25年度から平成28年度の4カ年計画の第一期基幹的設備改良工事といたしまして、中央監視装置改良工事を計上したためでございます。

なお、この基幹的設備改良工事につきましては、循環型社会形成推進交付金の活用を図りまして、財政負担の軽減を図る予定でございます。

18節備品購入費は100万1,000円、これは、構内整備用の芝刈機等を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。18・19ページをお開き願います。

次に、第4款1項1目施設運営費は1億4,751万6,000円、前年度比46万2,000円の増でございます。これは主に11節需用費の消耗品費で、24年度に浴槽用循環ポンプ類等を購入したことによる経費の減額分と、13節委託料におきまして、浴槽循環設備点検委託料の増額分を相殺したものでございます。

2節給料から4節共済費までの人件費は1,242万9,000円、前年度比27万7,000円の減でございます。これは主に退職手当組合普通負担金及び地域手当の支給率の減少によるものでございます。

11節需用費は5,080万7,000円、前年度比129万3,000円の減でございます。これは主に消耗品費で、24年度に設備に係る浴槽用循環ポンプ類等を購入したことによる経費の減額分でございます。

13節委託料は8,024万8,000円、前年度比203万6,000円の増でございます。これは主に浴槽循環設備点検整備委託料におきまして、浴槽水をろ過するろ材の交換費用を計上するものでございます。

恐れ入ります。20・21 ページをお開き願います。

18 節備品購入費は 30 万 3,000 円、これはイベント開催時における展示品設置用の机を購入するものでございます。

恐れ入りますが、22・23 ページをお開き願います。

次に、第 5 款公債費は 9,723 万 7,000 円、前年度比 4 億 7,998 万 3,000 円の減でございます。これはごみ処理施設整備事業費の平成 9 年度借入分が、平成 24 年度をもちまして完済となったためでございます。

第 6 款予備費は、363 万 5,000 円でございます。

以上、歳出合計は 21 億 4,400 万円で、前年度比 1 億 8,700 万円の増額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24 ページから 33 ページまでは給与費の明細でございます。

恐れ入ります。34 ページをお開き願います。

34 ページは、地方債に関する調書で、右側一番下の欄の 5 億 4,837 万 9,000 円が平成 25 年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、平成 25 年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

引き続き、平成 25 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第 3 号附属資料をご覧ください。

平成 25 年度当初予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明申し上げます。

基礎数値といたしまして、表 2 人口割合比較で、前年度との比較でございますが、組合市町別では、青梅市は 1,123 人の減少で 13 万 8,737 人、負担割合は 48.00%。福生市は 524 人の減少で 5 万 9,169 人、20.47%。羽村市は 321 人の減少で 5 万 7,268 人、19.81%。瑞穂町は 232 人の減少で 3 万 3,867 人、11.72%となっております。

次に、表 3 ごみ搬入割合比較でございますが、前年度と比べまして、青梅市は 900 トン増の 3 万 600 トンで、負担割合は 49%。福生市は 100 トン増の 1 万 2,200 トンで、19%。羽村市は 400 トン増の 1 万 2,100 トンで、19%。瑞穂町は 400 トン増の 8,200 トンで、13%。合計で 1,800 トン増の 6 万 3,100 トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表 1 分賦金比較につきましてご説明申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目に基づきまして、積算をいたしております。

組合市町別では、青梅市は前年度比 1 億 560 万 9,000 円増額となりまして 10 億 211 万 1,000 円、福生市は前年度比 1,776 万 2,000 円増額となりまして 4 億 512 万 5,000 円、羽村市は前年度比 3,212 万 7,000 円増額となりまして 3 億 9,492 万円、瑞穂町は前年度比 3,093 万 3,000 円増額となりまして 2 億 7,375 万 4,000 円となります。合計として 1 億 8,643 万 1,000 円を増額いたしまして、分賦金は 20 億 7,591 万円でございます。

以上で、平成 25 年度西多摩衛生組合予算と、平成 25 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部の説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（杉山行男） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質問ありませんか。門間議員。

○8 番（門間淑子） 多分2点か3点になると思いますけれども、質問します。

まず、予算の基本になります分賦金に関してのところになりますけれども、人口割合比較とごみ搬入割合比較だけを見ても、人口はそれぞれの自治体で減少しているのに、ごみの搬入量は増加している、こういう見込みを立てているわけですね。そうしますと、この四つの自治体はいずれも人口は減るけれども、ごみの減量には成功していないという見通しのもとに、予算が立てられたのかなというふうに思うのですけれども、このごみがふえるというふうに計算したその根拠は、どこからきているのでしょうか。

西多摩衛生組合の方でもいろいろな計画を出しておりますが、いずれの自治体も資源化とか、減量とかということを進めてきているというふうに思うのですけれども、人口の減少とごみの増加をどういうふうに関連づけて、基本として計算したのかというのが、まず根本で一つ、1点です。

それから、2点目が予算書の16ページぐらいになりますけれども、工事請負費に関してです。この中央監視装置改良工事というのは、4期目の1回目ということで、前にもご説明いただきました。公費をもらってということですが、そのことと含めて、その上の施設維持整備工事が3億8,000万円、出されておりますけれども、確か補正予算で見直しをかけていって、大きな先が見えたということで、それはそれで良かったわけですが、その補正予算の金額とほぼ類似する金額がここに計上されているわけですね。毎年度、こういうような改良工事はあると思うのですけれども、今回は大体どのようなこと予定していて、昨年度とどこがどう違うのか。見積もりの段階でどういうふうな努力をされて、ここまで来たのかということが1点目です。これですね、お伺いします。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） 1点目のご質問でございますごみの搬入量の予測でございますが、こちらにつきましては、昨年の8月時点で各構成市町に調査ということで、来年度、平成25年度の見込みを出していただいた予測量ということで、それをもとに分賦金の方は計算をしております。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） ただいまの平成25年度の施設維持整備工事の件でございますが、来年は、平成22年から工事の縮小化を始めまして、ABCというような工事に分けて実施しておりましたが、平成25年度でちょうど一巡するような形になりまして、来年につきましては、ここで点検も含めた重工事になってございます。そういう関係で、昨年も多く不用額が出たというようなことだったのですが、来年は法令点検も含めた重工事を行うということで、このような金額になってございます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 門間議員。

○8 番（門間淑子） 両方ともちょっとお聞きします。そうしますと、まず、ごみのこの分賦金のところですが、ごみの減量について、自治体から予測量を出してもらったということですが、そうすると、四つの自治体はいずれもごみの減量は無理だというふうなことだったのですかね。どのような問いかけをして、こういうふうになったのか。四つの自治体がそれぞれ全部、人口は減少するのにごみがふえるということは、それぞれの自治体のごみ政策がうまくいかないということになりかねないわけで、そこを西多摩衛生組合との間でどのような調整会議があったのか、そのことをお尋ねします。



それから、今の改良工事の方ですが、平成 22 年度から平成 25 年度までの工事が一般改良で終わることなののですが、重工事というようなお話になっているのですけど、どういうことなのか、ちょっとわからないので、どのようなボリュームの工事がどういうふうになってきて、そこに法令点検があるのだよということなのか、もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（杉山行男） 加藤事務局長。

○事務局長（加藤秀樹） 1 点目の構成市町のごみの件ですけれども、確かに今お話ありましたとおり、人口が減っているのに、なぜごみがふえるのかというお話でございますけれども、平成 23 年度実績につきましては、人口が減っているにもかかわらずごみがふえておりました。見込みの方もやはりふやしておりました。それで、平成 24 年度につきましては、人口が減っている中で、今度は逆にちょっと若干減っているということがありまして、大体どちらも有料化を始めまして 10 年ぐらい経ったことから、ずっと今まで順調に右肩下がりにきていたものが、ここでちょっと増減し出して、今読めない状況になっております。そういった中で、低めに見込んでしまいますと、今度、分賦金に不足が生じて、また追徴になってしまうとか、そのようなこともありまして、どちらの団体もちょっと安全を見て、若干多めに見込んでいるために、このような状況が起きているというような話でして、ごみ政策を今後どうという、まだそこまでの判断はできてないとのことでございます。

○議長（杉山行男） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） 先ほどの議員からのということでさせていただきます。

A 工事、B 工事、C 工事と申し上げましたけれども、C 工事がですね、一番最低限の工事をしようと。以前は工事の際に予防保全的な工事を工事の中に組み入れてまいりました。それを、事後保全的な工事の方向で、大分工事の内容を削りまして、一番最低限の工事を行って施設を維持していく。もし壊れた場合には、緊急修繕工事の方で対応していこうというのが C 工事の考え方でございまして、その次の B 工事でございますけれども、必要最低限の工事をしながらも、法的な検査を受けるというようなのが B 工事でございます。C 工事よりも若干の経費がかかる工事になってございます。A 工事と申しますのが、従前からのフルスペックで行う重点検工事でございます。これに大きな法令点検等、例えばボイラーの点検ですとか、その辺が入ってまいりますので、来年の場合ですと、それに該当するのが 3 号炉、これがボイラー等の点検等、法令点検でございますので、重点検工事ということで、A 工事というような形で予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 門間議員。

○8 番（門間淑子） 工事に関してはわかりました。

ごみのこの予測のところですけども、大体読めないというお話でしたけど、有料化が一つお話に出ましたが、それが全ての原因だというのは、とても思えないのですが、その全般的にどこの自治体も減量化については努力されていると思うのです。そういうふうなことを西多摩衛生組合の中でも、構成市町の中できちっと、ふえてきているから全体的に下げているよというような大きな計画とかもつくられていますけれども、自然増をやはりこう止むなしという形で見ているのではなくて、きちっと関係部局の会議とかあると思うのですけれども、そういうところで計画的に話されていくということはないのですか。今はもうこういう傾向でできているので、きちんと減量するように、それぞれの自治体も努力するようにというような話はないのですか。こういう方向に西多摩衛生組合も含めた話し合いがなされていかないと、いずれの自治体も人口は減っているけれども、ごみは自然増というような、変なふうな経

費の、分賦金の基礎データが出てしまうのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（杉山行男） 加藤事務局長。

○事務局長（加藤秀樹） 今ただいまの件なのですけれども、西多摩衛生組合の方で各構成市町の担当者、係長クラスが集まりまして、その辺の追求もしておりますので、そういった中で、まだどちらも結論は出ていない。なぜふえてしまっているのだろうというような状況でございまして、私がごみピットを見た感じでも、確かに白いものが結構多いのですね。いわゆる見た目で紙ごみがふえている。また容器包装プラスチックがふえていると、そのようなことはございます。この辺はやはり先ほど申し上げましたとおり、有料化10年経って、市民の気も緩んできて、だんだん分別が甘くなってきているという部分もあると思います。

また、それから人口は減っているのですけれども、やはり経済なんかの関係で、今、内食という言葉もありますけれども、外食もしなくなって、家庭で食べることによって、家庭から出る食糧残渣が多くなっているとか、残渣系もそういうのも多くなっているのも、やはり重みがあるので、それも原因の一つではないかなという話も出ているのですけれども、まだ、詳しい分析は、その辺はまだ終わっておりません。

以上です。

○議長（杉山行男） ほかに。では、水野議員。

○7番（水野義裕） 門間議員の質問に関連したことが1点と、それから25ページで伺います。11月に循環型社会形成推進交付金制度なんてありまして、その中で中央監視装置が云々というので6億何千万という話そのまま載っているわけですけど、そのA工事、B工事、C工事という話と、この説明を受けた資料との関連が、ABCって何って、この中に何も書いてないのですよね。その辺でもしこの中にキーワードがあれば、その辺、ABC、それから重工事という当たりの関連性がわかる情報がこの中にあるのか、それ明記している、これ11月の全協のときにいただいた中にある情報なのか。循環型という資料7、ガソリンなどと思うのですが、そこをちょっと説明をしていただきたい。交付金が入ったら、その6億何千万というのは、交付金としてあとが入るから補正をかけるということになるのですよね、というのをちょっと確認したい。

それから、25ページなのですが、去年より超過勤務手当が100万円ぐらい上がっているのですよね。これは給与水準は下げたけど、ベースアップがあつて、それで一般職の給料も700万円ぐらい年間ふえますよとあるわけですね。残業の方、従来どおりの時間で計算をして、ベースアップのときはこのぐらいふえるのだということで、このようなふうになるのですかね。残業を削減するとか、そのようなふうなことについては、残業時間どれくらいの見込みでこうなったかとか、そういった当たりの説明をしていただければと思います。

○議長（杉山行男） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） ただいまのご質問ですが、基幹的設備改良工事と、以後、劣化に伴う更新工事とはまた別のものでございまして、ただいまここで行います基幹設備改良工事につきましても、経年劣化が進んでまして、今の時期にやるものにつきまして、交付金を利用しながら改良をしていこうというようなものでございまして、基幹的設備改良工事と経年劣化による工事とは、また別のものであるというふうにお考えいただけるとわかっていただけるかなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） 2点目の質問の時間外手当の積算の関係でございますが、平成25年度につきましては、ただいまの基幹的設備改良工事の初年度に当たりまして、こちらの工事に伴いまして、夜間、休日等の職員対応等を想定しまして、特に、じん芥処理費におきまして、時間外手当の増額を計上したものが、この内容となっております。

以上でございます。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。鴻井議員。

○5番（鴻井伸二） 今のもう一度、16ページのところで、お話を聞きたいのですが、今回の予算書では工事請負費が10億となっております。公債費の方は今回、償還が終わってきているので、その辺との差額からと思うのですが、工事によって長寿命化するというデータは、どのくらいのこの、単年度ではなくて、数年にわたるその長寿命化という効果がまずあると思うのですが、どのくらいのこの部分によって、そういうところが効果があるのか。その原資として交付金という話が出てますよ。実際には今回の予算というのと交付金は歳入の方に全くのっていません。その辺のバランスがちょっとよくわからないのと、その間の交付金までの時期的な問題があるのであれば、これはただただ公債費や、新たな起債をして対応するというのも、これは減益に沿った考え方というのはあると思うのです。その説明がもう少し……。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） 長寿命化計画と工事の関係なのですが、今年度は長寿命化計画としては、基幹整備工事として、中央監視装置改良工事として6億円の予算を計上させていただきました。西多摩衛生組合の長寿命化計画、11月にご説明をさせていただきましたが、施設使用期間は、大体一般的には25年と、こういった清掃工場は25年で新しくすると、これが一般的でございます。それを今回とりあえず30年までは安定して稼働していこうと。そのためには稼働から15年迎えた中間点において、実は中央制御装置とか、そういった大型な基幹的整備工事は10年スパンでもう部品がなくなったり、取りかえなければいけない部分が出てきますので、そういうものは今回、第一次基幹整備工事として25年度から4年かけて整備・更新をして、まずレベルアップをちょっとしてから安定的に30年間を稼働させていくという考えでいます。

それから、先ほど来、業務課長から説明しましたが、A工事、B工事、C工事というお話が出ましたけれども、こちらは日常のごみ焼却に伴う1年間を通じて、劣化した部分を直していく維持工事を、経費削減に伴って三種類に分けましたよということでございまして、そこと長寿命化計画に伴う工事とはちょっと分けていただきたいということでございます。

それから、去年ご説明をしましたのは、そのさらに30年間安定していくのですが、また10年間延ばしましょうと、合計で40年間、この施設を使いましょうという計画を昨年、長寿命化計画として作成をさせていただきました。したがって、15年を経過したところで第一次基幹的整備工事を実施します。それからまた15年経って30年目を迎えたときに第二次基幹整備工事を実施して、残りの10年間を延命をしていく。

それから、財政的な面なのですが、こちらの方については今回4年間で15億円ほどの工事費を予定させていただいております。これは5件ほどの更新工事を予定しています。たまたま国の交付金の概要にCO<sub>2</sub>の削減があれば、交付金が出ますよというのがありましたので、それで大体3分の1の交付金を予定しています。15億円ですから、大体5億円が交付金。残りが10億円になりますが、これを一般財源でご負担をいただくのか、それとも今現在、この10億円の分についても地方債の方で、いろいろ手当

ができるようなことも聞いておりますので、今東京都と調整をしております。それから地方債、あるいは東京都の振興基金、こういった財政の措置もごございますので、できるだけ一時的な財政負担を少なくして計画をしていきたい。そういう面では議員ご指摘のように、平成 25 年度末で 5 億円の起債の残高がごございますが、若干これが基幹整備工事の 10 億円の部分で上乘せになっていく、こういった予定になる可能性もあるということをご致します。

以上です。

○議長（杉山行男） よろしいですか。

ほかにごいませんか。堀議員。

○12 番（堀 雄一郎） 2 点ほどお伺いさせていただきます。予算書の 14、15 ページにごございますじん芥処理費の 11 節需用費の光熱水費 1 億 3,474 万円、これは増額が見込まれているということでの予算計上とお伺いしたのですけれども、どのような見通しのもと、というのをもう少し教えていただきたいと思えます。どういう形で計上したのか。

あと 18、19 ページの余熱利用施設費の中の委託料の浴槽循環設備点検整備委託料 351 万 1,000 円、先ほど少し説明があったのですが、今回どのような整備をされるのか。中身をもう一度、もう一度詳しく、どのような必要があって、どのような効果をねらったものがあるのかを教えていただきたいと思えます。

○議長（杉山行男） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） ただいま光熱水費のご質問でございますけれども、実は東京電力の方で値上げがございまして、1 キロワット当たり、約 2.9 円の値上げと、さらに、太陽光促進及び省エネ発電差金ということで、さらに 0.28 円、これに加えられたことから、実質 3.17 円の値上げとなっております。そこで電気料につきましては、1,287 万 7,000 円ほどの増額をさせていただいております。ただし需用費全体におきましては、薬品等の見直しをさせていただきまして、49 万 5,000 円の減額というふうに相殺をさせていただいております。

また、前回の議会で省エネルギー工事ということで、補正予算の方を計上させていただきました。その結果におきましても、電気料の方は 270 万円ほどの減額の計上というような形になると思えます。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、私から 2 点目の余熱利用施設事業費のうちの委託料の中の浴槽循環設備点検整備委託料につきまして、ご説明させていただきます。

平成 25 は隔年で実施をさせていただいております内風呂大浴槽のろ過装置のろ材の交換、こちらに 167 万 1,000 円の計上、それともう 1 点、4 年に一度実施させていただいております露天風呂のろ過装置のろ材の交換、こちらが 38 万円の計上、合わせまして昨年度対比で 205 万 1,000 円の増額計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 堀議員。

○12 番（堀 雄一郎） 1 点目の光熱水費の増額の理由は東京電力の値上げが大きな要素というふうに伺ったのですけれども、省エネルギー設備等で 270 万円の削減を図っても、それを大きく上回るその値上げの影響が一番これは出ているということに、それは既に計算済みということで、この数字ということになっているのかというのを、ちょっと確認をさせてください。

2 点目については、了解いたしました。

○議長（杉山行男） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） 全て計算をさせていただきまして、その省エネルギー工事の 270 万円を差し引いても増額になってしまったということでございます。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。島田参事。

○参事（島田善道） すみません、先ほど5番議員のご質問の答弁漏れがございまして、申しわけございませんでした。交付金が予算計上に載っていないというご指摘だと思うのですが、実は交付金の内示決定、内示が下りるのが、4月に内示が下りということございまして、この予算編成時においては、その辺の交付額が決定をまだ見ていませんでしたので、当初予算には計上しませんでした。したがって、4月になると予算の交付額の内示がございまして、7月に、いずれにしても議会において契約案件の議決の同意をいただきます。そのときにその基幹的設備改良工事の内容、あるいは交付金の財政計画等もきちっとお示しができると思いますので、内示について、交付金については補正予算で対応させていただきたいということでございます。失礼しました。

○議長（杉山行男） 門間議員。

○8番（門間淑子） 今のその財政計画のところ、先ほどの質問とちょっと兼ね合いますが、先ほどのこの改良工事の大体財源、見通しとして10億円ぐらいというところで、一般財源へ上乘せするのか、あるいはあとの振興交付金がどうか見るのか、検討中だというようなお話でした。交付金がこれから決まってくれば財政計画が出せるというお話でしたが、そのころまでには、どれぐらいの借入れをするのかとか、トータルのそういうものが出るのかどうか伺います。

○議長（杉山行男） 島田参事。

○参事（島田善道） 今全体的な15億円の事業計画4年間の基幹的設備改良工事の事業費を予定して、東京都と折衝しています。それから、その3分の1が交付金、残りの10億円ぐらいがいろいろ地方債等でできるかどうかというようなことを、東京都と調整をしておりますので、それらも含めて4月以降にその辺がはっきりしてきます。今、東京都に要望額として提出している現状ですが、まだその細かい詰めまでいっていませんので、これも7月ごろにははっきりすると。地方債も含めてはっきりすると、そういったところでございます。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。小川議員。

○3番（小川龍美） 1点、お伺いいたします。ページ数が歳入の方で5ページの余熱利用施設と使用料が5,407万円ということで、歳出の方でページ数18、19ページで余熱利用施設事業費の中で、委託料の中に余熱利用施設運営等委託料が6,131万7,000円、その他諸々ありまして8,000万円以上の委託料がかかっておりまして、これは地元還元施設ということで、歳入を上回る委託料やその他の経費というものもある意味、仕方がないのかなという部分はありますが、この施設を運営する、つくったことによって赤字が出るという表現はちょっとふさわしいかわかりませんが、ここで、この赤字を埋めるための努力と言いますか、売り上げを伸ばすための努力とか、そういうものがどのようになされているのか、どのように考えられているのか、この施設の運営につきましては、効率化とか、売り上げの増とか、そういう点でどのようなお考えでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（杉山行男） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり余熱利用施設事業費につきましては、歳入より歳出が上回っておりまして、この歳入比率につきましては、約40%が特財での歳入になっております。したがって、あとの6割は持ち出

しという形になります。この持ち出し経費につきましては、ただいまの議員のご指摘にもありますとおり、余熱利用施設がこの環境センター建設の際の地元還元施設という観点で建設をさせていただきました。開設以来、当初の予想を上回る入場者数を数えておりますが、ご指摘のとおり持ち出しが多い状況となっております。組合といたしましても、地元還元施設としての位置づけを認識しておりますが、少しでも経費の削減を図る上で、さまざまな集客に対する努力をまいったところでございます。これからの集客に努めるために、各種のイベントの開催と、あるいは地元に着した施設を目指しまして、より多くの集客を集める努力をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山行男） 小川議員。

○3番（小川龍美） わかります。その考え方、それから、今後努力をされていくということですが、これは指定管理者制度ということで上げているようで、委託料ということでございますが、でも指定管理料の金額について検討はなされたのでしょうか。その指定管理料についてお伺いします。

○議長（杉山行男） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

余熱利用施設の指定管理者制度の導入につきましては、十分検討させていただいたところでございます。指定管理者制度につきましては、御承知のとおり、平成15年10月に地方自治法の一部が改正されて、法人その他の団体の全面委託を可能といたしました指定管理者制度が施行されております。これに伴いまして、フレッシュランド西多摩につきましても、指定管理者制度導入について調査、検討を重ねてまいったところでございます。

指定管理者のメリットといたしましては、民間事業者の事業促進、コストの削減、サービスの質的向上などが挙げられております。一方、デメリットといたしましては、コストの削減のためサービス水準の低下や指定管理者と組合との瑕疵責任が明確に決められない恐れがあることや、フレッシュランド西多摩が建設当時、調整区域に建設されたことから、組合直営での建設許可が下りていること、及び協議会との協議の上、組合が直営で運営することとの協定があることなど、総合的に検討した結果、環境センター建設の同意条件として建設をされました地元還元施設としての性質を有する施設運営につきましては、指定管理者制度は適さないとの結論に至っております。しかしながら、民間事業者のサービスの質的向上を目的といたしまして、運營業務の一部を民間委託といたしました現在の運営形態に至っております。

今後も、基本的には組合直営での運営となりますが、積極的に民間経営ノウハウを取り入れまして、質的向上のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山行男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第2号、平成25年度西多摩衛生組合予算の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉山行男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号、平成25年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉山行男) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって平成25年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、2時50分より、引き続き、議員全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後2時44分 閉会